

オランダ会社法概説

—B.V.の機関構造、取締役会・取締役の役割と責任、Works council—

2017年11月6日

岡野・ハイマンス 謙次(弁護士)

1. オランダ法概観

- オランダ法は大陸法系に属する。
- 法源は条約(EU法)、法令、判例法、慣習法の4つ。
- 民法はフランス民法が源流。但し物権はドイツ法の影響が強い(物権行為の独自性)。
- 民法典(BW)は人に関する法律(1巻から2巻)と、財産権に関する法律(3巻から8巻まで)とで大きく分けることができる。
- 2巻「法人」(以下「会社法」)にB.V.に関する規定が含まれる。2012年10月に法改正。
- 2巻に含まれる規定は原則強行法規(art. 2:25 BW)。

2. B.V.の機関構造—どのような機関があるか？—

- 株主総会 (*algemeen vergadering*, general meeting) 2:217 lid 1)。
- 取締役会 (*bestuur*, board of directors) (2:239 lid 1)。
- 監査役会 (*raad van commissarissen*, supervisory board) (2:250 lid 1 of 2:268 lid 1)。

※ いわゆる works council (*ondernemingsraad*、以下「Works Council」) は、会社法上の機関ではなく、works councilに関する法律 (*de Wet ondernemingsraad*、以下「WOR」) に基づいて設立される組織である。

2. B.V.の機関構造—株主総会—

- 法令又は定款の規定により、取締役会又はその他の機関に属する権能以外の権能は、全て株主総会に帰属する(2:217 lid 1 BW)。
- 株主総会の決議を要する事項
年次決算書承認、配当、取締役選解任、新株発行、定款変更等。詳細は別紙(株主総会決議事項一覧表)参照。
- 原則として、取締役会は、株主総会等の指示に従う義務はない(所有と経営の分離)。但し、定款にその旨規定がある場合はこの限りでない(2:239 lid 4 BW)。

2. B.V.の機関構造—取締役会—

- 取締役会は会社の経営を担う(2:239 lid 1)。
- 取締役会は会社を代表する。

<詳細は後述>

2. B.V.の機関構造—監査役会 (raad van commissarissen)—

- 設置は任意 (2:250 lid 1)。但し、大会社の例外あり (2:268 lid 1)。
- 監査役会は取締役会の経営方針及び一般的な経営状況を監督する役割を担う (2:250 lid 2)。
- 取締役と同様の善管義務 (2:9) 及び破算責任 (2:248) を負う (2:259) (後述)。決算書に関する責任もあり (2:260) (後述)。
- 株主総会決議案に助言する権利 (art. 2:227 lid 7 en 2:238 lid 2)。

2. B.V.の機関構造—One-tier boardについて—

- 定款の規定により、業務執行取締役と、非業務執行取締役で、取締役会の役割を分担すると規定することが可能(2:239a lid 1)。
- 非業務執行取締役は、取締役会の業務執行の監督を行う(2:239a lid 1)。
- 非業務執行取締役が取締役会の議長となる(2:239a lid 1)。
- 利点: 監査役会の監査役に比べて、非業務執行取締役の方がより間近で取締役会による業務執行を監督することが可能。
- One-tier boardを選択した場合、監査役会を設置することはできない(2:250a lid 1)。

3. 取締役会の役割①－会社を經營すること－

- 取締役会は会社の經營を担う(2:239 lid 1)。
- 取締役会は、法律又は定款の規定により他の機関に与えられる役割以外の全ての役割が与えられる(2:9 lid 1)。会社の目的及び定款によって決せられる権能を自立的に行使する。
- 各取締役の会社に対するいわゆる善管注意義務(2:9)。
- 取締役会の帳簿等会社の事業に関する重要な書面を管理する義務(2:10 lid 1)。
- 取締役会による決議を要する事項。
配当及び減資の承認(2:216 lid 2 en 2:208 lid 6)、自社株の取得(2:207 lid 1)。
- 株主総会決議案に助言する権利(2:227 lid 7 en 2:238 lid 2)。

3. 取締役会の役割②－会社を代表すること－

- 取締役会は会社の経営を担う(2:239 lid 1)。
- 取締役会は会社を代表する。
- 原則、各取締役も単独で会社を代表することができる(2:240 leden 1 en 2)。

3. 取締役会の役割③—決算書を作成すること—

- 取締役会は、ある事業年度終了後5ヶ月以内に、決算書を作成する(2:210 lid 1)。株主総会はその決議によって前述の作成期間をさらに5ヶ月延長することができる(idem)。
- 各取締役及び監査役は決算書に署名する(2:210 lid 2)。
- 株主総会は決算書を承認する(2:210 lid 3)。承認イコール取締役及び監査役への免責付与ではない(idem)。
- 会社(=取締役)は決算書承認から8日以内にこれを登記する(2:394 lid 1)。もし作成期間経過後なお決算書が承認されないならば、取締役は直ちに作成された決算書を登記する(2:239 lid 2)。

3. 取締役会の役割③ ー決算書を作成することー(続)

- いずれにせよ、会社(＝取締役会)は、遅くとも事業年度終了後12ヶ月以内に決算書を登記しなくてはならない(2:394 lid 3)。
- 制裁:もし取締役会が上記義務を怠った場合には、取締役会による業務の不当な業務執行が、B.V.の破産の原因であると自動的に推定される(＝挙証責任の転換)(2:248 lid 2)。

4. 取締役会の責任

2:248条に基づく責任

- ①B.V.が破産宣告を受けた場合、②もし取締役会が「**不当にその任務を遂行**」し、且つ③それが破産の重要な原因であるならば、各取締役は、破産財団をもって弁済することができない金額について、連帯して責任を負う(2:248)。

注：記帳義務(2:10)違反及び決算書の適時登記義務違反(2:394)がある場合、「**不当に任務を遂行**」したことが自動的に推定される(2:248 lid 2)。

2:9条に基づく責任

- 各取締役は、法人に対して、「**適切に任務を遂行**」する責任を負う。また、各取締役は「**不当な経営**」に対して責任を負う(原則連帯責任)(2:9 lid 2)。但し、各取締役に「**著しい責め**」があるということができない場合はこの限りではない。

4. 取締役会の責任

6:169条(不法行為)に基づく責任

- 取締役による不法行為の有無の判断に2:9の規範が適用される。

Q:「不当に任務を遂行する」とは？

「合理的な思考を有する取締役であれば、同様の状況において、そのように振舞うことはなかったであろう」といえる場合、取締役において不当に任務を遂行したといえる(HR 8 juni 2001, LJN AB2053, NJ 2001/454 (Panmo Productie)).

Q:いつある取締役に「著しい責め」があるといえるか？

例えば、法人を守るために存在する定款の規定に違反した場合(T&C)

5. 大会社制度 (grote N.V. en/of B.V.) について

- あるN.V.は、原則として、次の要件が満たされるならば、株主総会によって年次決算書が採決されてから2ヶ月以内に、当地の商工会議所 (*kammer van koophandel*) に、届出を行わなくてはならない (2:153 leden 1 en 2)。
 - ✓ N.V.の「発行済資本金」に「準備金」を足した金額が政令で定められる敷居金額以上であること。N.V.の場合、敷居金額は€ 16M (T&C BW, art. 2:153, aant. 3) ;
 - ✓ N.V.又はそれに依存する会社 (= N.V.が単独で又は依存会社と共同して少なくとも半分の発行済資本金を提供している会社) (以下「依存会社」といいます。)」の中に、法的義務に従って、works councilが設置されていること; 及び
 - ✓ N.V.及びその依存会社において、合計で、少なくとも100人の労働者が働いていること。
- 上記と同じ条件がB.V.にも適用される (2:263 leden 1 en 2 BW)。但し、上述の敷居金額は、BVの場合€ 13M (T&C BW, art. 2:263, aant. 3) となります。

5. 大会社制度 (grote N.V. en/of B.V.) について (続)

- N.V.に大会社制度が適用されるならば、①監査役会の設置義務が生じる(2:158 lid 1)。また、②監査役会が取締役の選解任に関する権能を有することになる(art. 2:162)。さらに、③ある特定の事項に関する取締役会決議が監査役会の承認の対象となる(2:164 lid 1)。
- B.V.に大会社制度が適用されることによってもたらされる大きな結果も、N.V.とほぼ同様であると理解いたしております(art. 2:268 lid 1, art. 272, art. 2:274 lid 1 BW)。

6. Works Councilについて

従業員が50名を超えると、“Works Council”（労働者評議会）を設置する義務がある。

①以下の事項に関する決定を行う場合、会社は、Works Councilが助言をする機会を与える必要がある。

- 事業の支配権譲渡、終了、重大な変更、重大な縮小
- 事業のための重大な投資の実行
- 事業のための重要な借入の実施
など

②以下の事項に関する決定、変更、撤回をする場合、会社は、Works Councilの同意を得る必要がある。

- 年金保険、財形貯蓄等に関する規則
- 就業に関する規則（休憩時間、有給休暇、報酬、勤務評価）
- 福利厚生、労働環境、病欠又は職場復帰の分野に関する規則；
- 任命、解雇又は昇格に関する方針
など

BUREN

LEGAL | TAX | NOTARY

burenlegal.com

Amsterdam

World Trade Center
Tower C - level 14
Strawinskylaan 1441
1077 XX Amsterdam
The Netherlands

PO Box 78058
1070 LP Amsterdam
The Netherlands

T +31 (0)20 333 8390
F +31 (0)20 333 8399

Beijing

ZhongYu Plaza, Room 1602
No. 6, North Gongti Road
ChaoYang District
100027 Beijing
The People's Republic of China

T +86 (10) 8 5235 780
F +86 (10) 8 5235 770

The Hague

Johan de Wittlaan 15
2517 JR The Hague
The Netherlands

PO Box 18511
2502 EM The Hague
The Netherlands

T +31 (0)70 318 4200
F +31 (0)70 356 1340

Luxembourg

Rue Goethe 5
L-1637 Luxembourg
Luxembourg

T +352 (0)2644 0919
F +352 (0)2717 7700

Shanghai

Room 2505B, ICC-Tower
No. 3000, North Zhongshan
Road
200063 Shanghai
The People's Republic of China

T +86 (21) 6 1730 388
F +86 (21) 6 1730 386